

ID: 114

担当部署: 住民課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	高根沢町国民健康保険条例 第14条から第16条まで		
例規番号	昭和34年条例第58号		
<p>【基準】</p> <p>第14条から第17条までの規定による。</p> <p>第14条 この町は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第15条 この町は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第16条 この町は、偽りその他不正の行為により、この条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第17条 前3条の過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日